

目 次

規 則

津市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

津市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

津市都市計画法施行取扱規則の一部を改正する規則

訓 令

津市職員安全衛生管理規程を廃止する訓令

津市職員安全衛生管理規程

告 示

津市水道事業及び工業用水道事業の業務の状況

国民健康保険被保険者証の無効

国民健康保険被保険者証及び国民健康保険高齢受給者証の無効

道路の供用開始

道路の区域変更

定例会の招集

道路の供用開始

道路の区域変更

認可地縁団体の告示事項の変更

津市下水道排水設備指定工事店の指定

津都市計画の変更

公 告

開発行為に関する工事の完了

開発行為に関する工事の完了

犬の抑留

道路位置の指定

指定管理者の募集

教育委員会訓令

津市職員安全衛生管理規程

教育委員会告示

教育委員会の招集

選挙管理委員会告示

雲出井土地改良区総代補欠選挙における選挙期日及び投票時間並びに選挙すべき総代の数

雲出井土地改良区総代補欠選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者の選任

雲出井土地改良区総代補欠選挙における選挙立会人の選任

雲出井土地改良区総代補欠選挙における選挙長の行う告示

津市職員安全衛生管理規程

監査委員告示

津市職員安全衛生管理規程

消防本部訓令

津市消防職員の勤務成績評定に関する訓令の一部を改正する訓令

水道事業管理規程

津市職員安全衛生管理規程

水道局告示

津市水道局指定給水装置工事事業者の廃止

議会規程

津市職員安全衛生管理規程

農業委員会告示

津市職員安全衛生管理規程

※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年11月29日

津市長 松 田 直 久

津市規則第40号

津市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

津市情報公開条例施行規則（平成18年津市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第9条を第10条とし、第6条から第8条までを1条ずつ繰り下げ、第5条の次に次の1条を加える。

（費用の納付）

第6条 条例第18条に規定する費用は、公文書の写し等の交付を受ける前に納付しなければならない。

第8号様式中「請求者」を削る。

第10号様式及び第11号様式中「第6条関係」を「第7条関係」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年11月29日

津市長 松 田 直 久

津市規則第41号

津市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

津市個人情報保護条例施行規則（平成18年津市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「及び第5号から第8号まで」を「、第5号及び第6号」に改める。

第11条を次のように改める。

（費用の納付）

第11条 条例第28条に規定する費用は、公文書の写しの交付を受ける前に納付しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市都市計画法施行取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 11 月 29 日

津市長 松 田 直 久

津市規則第 42 号

津市都市計画法施行取扱規則の一部を改正する規則

津市都市計画法施行取扱規則（平成 18 年津市規則第 194 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（開発行為協議書）

第 6 条の 2 法第 34 条の 2 第 1 項に規定する開発行為の協議を行おうとする者は、開発行為協議書（第 6 号様式の 2）に、法第 30 条第 2 項に定めるもののほか、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 開発区域の土地の登記事項証明書
- (2) 開発区域の土地の公図の写し
- (3) 工事施行者の能力に関する申告書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項第 3 号の申告書には、工事施行者に係る次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 前年度又は前年の法人税又は所得税及び事業税の納税証明書
- (2) 法人の場合にあっては登記事項証明書、個人の場合にあっては住民票の写し

3 市長は、第 1 項の協議を確認したときは、開発行為協議確認書（第 6 号様式の 3）を協議者に交付するものとする。

第 7 条に次の 2 項を加える。

3 法第 35 条の 2 第 4 項において準用する法第 34 条の 2 第 1 項に規定する開発行為の変更の協議を行おうとする者は、開発行為変更協議書（第 8 号様式の 2）に、省令第 28 条の 3 に定めるもののほか、第 1 項に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の開発変更協議を確認したときは、開発行為変更協議確認書（第 8 号様式の 3）を協議者に交付するものとする。

第 17 条に次の 2 項を加える。

3 法第 43 条第 3 項に規定する協議を行おうとする者は、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第 1 種特定工作物の新設協議書（第 18 号様式の

2) に、省令第34条第2項に定めるもののほか、第1項に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- 4 市長は、前項の建築等の協議を確認したときは、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第1種特定工作物の新設協議確認書（第18号様式の3）を協議者に交付するものとする。

第20条中「津市都市計画部都市計画課」を「津市都市計画部開発指導室」に改める。

第2号様式中「第2条関係」を「第2条、第6条の2関係」に改める。

第6号様式の次に次の2様式を加える。

第6号様式の2（第6条の2関係）

開 発 行 為 協 議 書

年 月 日

（あて先）津市長

（〒 ）

所在地

名 称

協議者

代表者の氏名



電話

都市計画法第34条の2第1項の規定により、開発行為の協議をします。

開発区域に含まれる地域の名称	市街化区域 市街化調整区域 非線引 都市計画区域外	所在地及び地番	
開 発 区 域 の 面 積	地目	公簿面積 m ²	実測面積 m ²
予 定 建 築 物 等 の 用 途			
工 事 施 行 者 住 所 氏 名			
工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日		
工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日		
自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	自己居住用・自己業務用・その他のもの		
そ の 他 必 要 な 事 項			

備 考

- 1 宅地造成等規制法第3条第1項の宅地造成工事規制区域内においては、本協議を受けることにより、同法第8条第1項本文の宅地造成に関する工事の許可が不要となります。
- 2 工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 3 ※印のある欄は記載しないこと。
- 4 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

第6号様式の3（第6条の2関係）

開 発 行 為 協 議 確 認 書

（記 号 番 号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付けで協議のあった次の開発行為については、都市計画法第
34条の2第1項の規定による協議が成立したことを確認します。

開発区域に含まれる地域の名称

開発区域の面積

予定建築物等の用途

第 8 号様式の次に次の 2 様式を加える。

第8号様式の2（第7条関係）

開 発 行 為 変 更 協 議 書

年 月 日

（あて先）津市長

（〒 ）
所在地

名 称
協議者 代表者の氏名 印
電話

都市計画法第35条の2第4項において準用する同法第34条の2第1項の規定により、
開発行為の変更の協議をします。

開 発 行 為 の 変 更 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	市 街 化 区 域 市街化調整区域 非線引 都市計画区域外	所在地及び地番	
	2 開発区域の面積	地目	公簿面積 m ²	実測面積 m ²
	3 予定建築物等の用途			
	4 自己の居住の用に供するもの、 自己の業務の用に供するもの、 その他のものの別	自己居住用・自己業務用・その他のもの		
	5 工事施行者住所氏名			
	6 法第34条の該当号及び 該当する理由			
	7 その他必要な事項			
開発協議確認の年月日及び番号		年 月 日 第 号		
変 更 の 理 由				

備 考

- 1 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第3条第1項の宅地造成工事規制区域内においては、本許可を受けることにより、同法第8条第1項本文の宅地造成に関する工事の許可が不要となります。
- 2 申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 「開発協議確認の年月日及び番号」欄は、当該申請より前に開発変更協議確認を受けている場合は、協議確認番号欄の空欄に括弧書きで最終の変更協議確認年月日及び番号もあわせて記載すること。
- 4 「開発区域の面積」の欄は、㎡を単位として記載すること。
- 5 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為の変更が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
- 6 「その他必要な事項」の欄には、開発行為の変更を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。
- 7 開発行為の変更の概要（「その他必要な事項」を除く。）は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。
- 8 先に提出済みの書類について、変更に伴いその内容が変更されるものを添付すること。

第8号様式の3（第7条関係）

開 発 行 為 変 更 協 議 確 認 書

（記 号 番 号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付けで申請のあった次の開発行為の変更については、都市計画法第35条の2第4項において準用する同法第34条の2第1項の規定による協議が成立したことを確認します。

開発区域に含まれる地域の名称

開発区域の面積

予定建築物等の用途

第 10 号様式中「津市都市計画法施行細則第 9 条」を「津市都市計画法施行
取扱規則第 10 条」に改める。

第 18 号様式の次に次の 2 様式を加える。

第18号様式の2（第17条関係）

建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第1種特定工作物の新設協議書

年 月 日

（あて先）津市長

所在地
名 称
協議者 代表者の氏名 印
電話

都市計画法第43条第3項の規定により建築物第1種特定工作物の新築、改築、用途の変更の新設の協議をします。

建築物を建築しようとする土地又は用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第1種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目及び面積	所在地及び地番		
	地目	公簿面積 ㎡	実測面積 ㎡
建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第1種特定工作物の用途	用途	構造	
		建築延べ面積 ㎡	
改築又は用途の変更をしようとする場合は、既存の建築物の用途	用途	構造	
		建築延べ面積 ㎡	
建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第1種特定工作物が法第34条第1号から第10号まで又は令36条第1項第3号ロからホのいずれの建築物又は第1種特定工作物に該当するかの記載及びその理由			
その他必要な事項			

備 考

- 1 ※印のある欄は記載しないこと。
- 2 「その他必要な事項」の欄には、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設をすることについて他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。
- 3 「4」の欄につき、法34条第11号の指定区域内の場合は「令36条第1項第3号ロ」とし、また、三重県提案基準の場合は「令36条第1項第3号ホ(提案基準○○)」とすること。

第 1 8 号様式の 3（第 1 7 条関係）

建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は
第 1 種 特 定 工 作 物 の 新 設 協 議 確 認 書

（記 号 番 号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付けで申請のあった次の建築物の新築等については、都市計
画法第 4 3 条第 3 項の規定による協議が成立したことを確認します。

土地の所在地

土地の面積

予定建築物等の用途

附 則

この規則は、平成１９年１１月３０日から施行する。

津市訓令第7号

庁中一般
出先機関

津市職員安全衛生管理規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成19年11月30日

津市長 松 田 直 久

津市職員安全衛生管理規程を廃止する訓令

津市職員安全衛生管理規程（平成18年津市訓令第23号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成19年12月1日から施行する。

津市訓令第 8 号

津市水道事業管理規程第 5 号

津市教育委員会訓令第 1 号

津市選挙管理委員会告示第 1 2 8 号

津市農業委員会告示第 1 号

津市監査委員告示第 9 号

津市議会規程第 1 号

庁中一般

出先機関

津市職員安全衛生管理規程を次のように定める。

平成 1 9 年 1 1 月 3 0 日

津市長 松 田 直 久

津市水道事業管理者 平 井 秀 次

津市教育委員会教育長 佐々木 典 夫

津市選挙管理委員会委員長 大 橋 達 郎

津市農業委員会会長 野 田 悟

津市代表監査委員 岡 部 高 樹

津市議会議長 田 村 宗 博

津市職員安全衛生管理規程

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）

第2章 安全衛生管理（第6条—第22条）

第3章 安全衛生委員会等（第23条—第39条）

第4章 健康管理（第40条—第45条）

第5章 雑則（第46条—第48条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）の規定に基づき、快適な職場環境の形成を促進するとともに、職場における職員の安全と健康を確保することに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において「職員」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員（消防職員を除く。）をいう。

2 この規程において「任命権者」とは、市長、水道事業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、代表監査委員及び議会の議長をいう。

3 この規程において「所属長」とは、課長（東京事務所長及び津駅前北部土地地区画整理事務所長を含む。）、室長（市長公室長及び防災危機管理室長を除く。）、担当副参事、久居工事事務所長、教育委員会事務局事務所長、選挙管理委員会事務局次長（事務局次長が置かれる場合にあっては事務局次長）、農業委員会事務局次長、監査事務局次長（事務局次長が置かれる場合にあっては事務局次長）及び出先機関の長をいう。

（任命権者の責務）

第3条 任命権者は、快適な職場環境の実現と勤務条件の改善を通じて職場における職員の安全と健康を確保するため、必要な措置を講ずるものとする。

（所属長の責務）

第4条 所属長は、その所属の職員の安全及び衛生の管理に努めなければならない。

（職員の責務）

第5条 職員は、この規程を守り、安全及び衛生上の命令、指示その他の措置に忠実に従い、自ら積極的に安全の確保及び健康の増進に努めなければならない。

第2章 安全衛生管理

（総括安全衛生管理者）

第6条 法第10条第1項に規定する総括安全衛生管理者を置き、市長がこれを選任する。

(総括安全衛生管理者の職務)

第7条 総括安全衛生管理者は、安全衛生管理者を指揮するとともに、法第10条第1項各号に規定する業務を統括管理する。

(総括安全衛生管理者の代理)

第8条 総括安全衛生管理者が旅行、疾病、事故その他やむを得ない事由によって職務を行うことができないときは、総括安全衛生管理者があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(安全衛生管理者)

第9条 別表第1の左欄に掲げる箇所ごとに安全衛生管理者を置き、任命権者がこれを選任する。

(安全衛生管理者の職務)

第10条 安全衛生管理者は、安全管理者及び衛生管理者を指揮するとともに、法第10条第1項各号に規定する業務を管理する。

(安全管理者)

第11条 別表第2に掲げる箇所ごとに法第11条第1項に規定する安全管理者を置き、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「省令」という。）第5条に規定する資格を有する者のうちから、任命権者がこれを選任する。

(安全管理者の職務)

第12条 安全管理者は、次に掲げる業務のうち、技術的事項を管理するものとする。

- (1) 建設物、設備、作業場又は作業方法に危険がある場合における応急措置及び危険防止に関すること。
- (2) 安全装置、保護具その他危険防止のための設備又は器具の定期点検及び整備に関すること。
- (3) 安全作業に係る教育及び訓練に関すること。
- (4) 公務災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- (5) 消防及び避難の訓練に関すること。
- (6) 安全に係る資料の作成及び収集並びに重要事項の記録に関すること。
- (7) 作業主任者の監督に関すること。
- (8) その他安全管理に関すること。

2 安全管理者は、作業場等を巡視し、設備、作業方法等に危険のおそれがあるときは、直ちにその危険を防止するため必要な措置を講ずるとともに、直

近の上司及び安全衛生管理者にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。

（衛生管理者）

第 13 条 別表第 3 に掲げる箇所ごとに法第 12 条第 1 項に規定する衛生管理者を置き、三重労働局長の免許を受けた者その他省令第 10 条に規定する資格を有する者のうちから、任命権者がこれを選任する。

（衛生管理者の職務）

第 14 条 衛生管理者は、次に掲げる業務のうち、技術的事項を管理するものとする。

- (1) 健康に異常がある者の発見及び処置に関すること。
- (2) 作業条件、施設等の衛生上の調査及び改善に関すること。
- (3) 衛生保護具、救急用具等の点検及び整備に関すること。
- (4) 衛生教育、健康相談その他職員の健康保持に関すること。
- (5) 衛生に係る資料の作成及び収集並びに重要事項の記録に関すること。
- (6) その他衛生管理に関すること。

2 衛生管理者は、毎週 1 回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれのあるときは、直ちに職員の健康障害を防止するため必要な措置を講ずるとともに、安全衛生管理者にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。

（安全衛生推進者）

第 15 条 別表第 4 に掲げる箇所ごとに法第 12 条の 2 に規定する安全衛生推進者を置き、職員のうちから、任命権者がこれを選任する。

（安全衛生推進者の職務）

第 16 条 安全衛生推進者は、法第 10 条第 1 項各号の業務を担当するものとする。

（衛生推進者）

第 17 条 別表第 5 に掲げる箇所ごとに法第 12 条の 2 に規定する衛生推進者を置き、職員のうちから、任命権者がこれを選任する。

（衛生推進者の職務）

第 18 条 衛生推進者は、法第 10 条第 1 項各号の業務（衛生に係る業務に限る。）を担当するものとする。

（産業医）

第 19 条 別表第 1 の左欄に掲げる箇所ごとに法第 13 条に規定する産業医を置き、医師のうちから、任命権者がこれを選任する。

（産業医の職務）

第 20 条 産業医は、省令第 14 条第 1 項各号に規定する事項で医学に関する専門的知識を必要とするものを行うものとする。

2 産業医は、前項の事項について、任命権者若しくは安全衛生管理者に対して勧告し、又は衛生管理者に対して指導し、若しくは助言することができる。
(作業主任者)

第 21 条 別表第 6 に掲げる作業の区分に応じ法第 14 条に規定する作業主任者を置き、職員のうちから、任命権者がこれを選任する。

(作業主任者の職務)

第 22 条 作業主任者は、作業に従事する職員の指揮その他の省令で定める事項を行うものとする。

第 3 章 安全衛生委員会等

(委員会の設置)

第 23 条 職員の安全及び衛生に関する事項を調査審議し、任命権者又は総括安全衛生管理者に意見を具申するため、別表第 1 の左欄に掲げる箇所ごとに同表の中欄に掲げる委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の所掌事項)

第 24 条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 職員の危険及び健康障害の防止のための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- (3) 公務災害の原因の調査及び再発防止対策で、安全衛生に関すること。
- (4) その他安全衛生に関すること。

(委員会の組織等)

第 25 条 委員会は、委員 30 人以内で組織する。

2 委員会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 安全衛生管理者
- (2) 安全管理者及び衛生管理者のうちから任命権者が指名した者
- (3) 産業医
- (4) 安全又は衛生に関し経験を有する職員のうちから任命権者が指名した者
- (5) その他職員のうちから任命権者が指名した者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員会の委員長及び副委員長)

第 26 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長には安全衛生管理者を、副委員長には委員長が委員のうちから指名する者をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議等)

第27条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会の会議録は、これを3年間保存しなければならない。

(参考人の出席)

第28条 委員長は、必要があると認めるときは、学識経験のある者又は議事に関係のある者の出席を求めることができる。

(委員会の報告)

第29条 委員長は、委員会で調査審議した事項について、第32条に規定する津市安全衛生協議会（以下「協議会」という。）の会長にその結果を報告しなければならない。

(委員会の庶務)

第30条 委員会の庶務は、別表第1の左欄に掲げる箇所ごとに同表の右欄に掲げる課等において処理する。

(委員会の運営)

第31条 第23条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(協議会の設置)

第32条 職員の安全及び衛生に関する重要事項を総合的に調査審議し、任命権者に意見を具申するため、協議会を置く。

(協議会の所掌事項)

第33条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 委員会の連絡調整に関すること。

(2) 職員の安全及び衛生に関する重要事項の調査及び審議決定に関すること。

(3) その他安全衛生に関する重要事項に関すること。

(協議会の組織等)

第34条 協議会は、委員35人以内で組織する。

2 協議会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 総括安全衛生管理者
- (2) 安全衛生管理者のうちから市長が指名した者
- (3) 安全管理者及び衛生管理者のうちから市長が指名した者
- (4) 産業医のうちから市長が指名した者
- (5) 安全又は衛生に関し経験を有する職員のうちから市長が指名した者
- (6) その他職員のうちから市長が指名した者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(協議会の会長及び副会長)

第35条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長には総括安全衛生管理者を、副会長には会長が委員のうちから指名する者をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の会議等)

第36条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会の会議録は、これを3年間保存しなければならない。

(参考人の出席)

第37条 会長は、必要があると認めるときは、学識経験のある者又は議事に関係のある者の出席を求めることができる。

(協議会の庶務)

第38条 協議会の庶務は、市長公室人事課において処理する。

(協議会の運営)

第39条 第32条から前条までに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第4章 健康管理

(健康診断等)

第40条 任命権者は、総括安全衛生管理者をして職員に係る健康診断の実施及び健康教育について統括管理させるものとする。

- 2 健康診断は、採用時健康診断、定期健康診断、特別健康診断、検診等とする。
- 3 採用時健康診断は、職員を採用するときに当該職員に対し、別表第7に掲げる検査項目のとおりこれを実施する。
- 4 定期健康診断は、1年以内ごとに1回、定期にすべての職員に対し、別表第7に掲げる検査項目のとおりこれを実施する。
- 5 特別健康診断は、定期に別表第8の左欄に掲げる業務に従事する職員に対し、これを実施し、その検査項目及び回数については、当該職員に応じそれぞれ同表の中欄及び右欄のとおりとする。
- 6 検診等は、職員の健康管理上必要があると認めるときにこれを実施し、検診等の種類、対象職員及び回数については、別表第9のとおりとする。
- 7 任命権者は、健康診断の結果、異常等が認められる職員に対し、産業医が必要であると認める項目について再検診又は精密検査を受けさせることができる。
- 8 総括安全衛生管理者は、必要があると認めるときは、健康教育に関し必要な措置を講ずるものとする。

(受診義務)

第41条 職員は、総括安全衛生管理者の指示に基づき、健康診断を受けなければならない。

(受診義務の免除)

第42条 職員は、疾病その他やむを得ない事由により、健康診断を受けることができないときは、健康診断受診免除願（第1号様式）を所属長を経て総括安全衛生管理者に提出しなければならない。

- 2 任命権者は、休職し、又は療養を命ぜられている職員及び健康診断受診免除願を提出した者で総括安全衛生管理者が疾病その他やむを得ない事由により健康診断を受けることができないと認めるものに対しては、健康診断を受ける義務を免除するものとする。

(健康区分に係る判定等)

第43条 総括安全衛生管理者は、健康診断を行った医師が健康に異常があると認める職員について、別表第10に掲げる健康区分に係る判定を当該健康診断に係る関係資料を添えて産業医に依頼するものとする。

- 2 総括安全衛生管理者は、前項の判定を受けたときは、当該判定の内容を任命権者に報告するとともに、所属長及び当該判定に係る職員に通知するものとする。
- 3 所属長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかにその旨を直近

の上司に報告するものとする。

（事後措置）

第44条 総括安全衛生管理者及び所属長は、必要があると認めるときは、前条第2項の規定による通知をした職員に対し、適切な措置を講ずるものとする。

（復職の手続）

第45条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する職員を復職させるときは、当該職員に産業医その他専門の医師による診断書及び産業医による要休養者管理報告書（第2号様式）を提出させ、これを決定するものとする。ただし、第2号の規定に該当する者で、病気休暇の期間が14日以下であり、かつ、任命権者が要休養者管理報告書の提出を要しないと認めるときは、この限りでない。

(1) 地方公務員法第28条第2項第1号の規定により休職している者

(2) 津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年津市条例第34号）第14条に規定する病気休暇を受けている者

(3) 法第68条の規定による就業禁止を命ぜられている者

2 前項の規定にかかわらず、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員を復職させるときは、任命権者が別に定め手続によるものとする。

第5章 雑則

（秘密の保持）

第46条 この規程に基づく事務に従事し、又は関与する者は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（非常勤職員等）

第47条 地方公務員法第3条第3項各号に規定する非常勤職員のうち任命権者が別に定める職員及び嘱託職員については、一般職に属する職員に準じて取り扱うものとする。

（委任）

第48条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、任命権者が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年12月1日から施行する。

別表第1（第9条、第19条、第23条、第30条関係）

箇所	委員会の名称	庶務の担当
本庁舎及び東分庁舎に設置される部等（選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局、監査事務局及び議会事務局を含み、環境事業課、下水道管理課、下水道建設課、下水道施設課及び教育委員会事務局を除く。）並びに河芸庁舎（河芸事務所を除く。）、芸濃庁舎（安芸水道事業所及び芸濃事務所を除く。）、美里庁舎（美里事務所を除く。）、安濃庁舎（安濃事務所を除く。）、香良洲庁舎（香良洲事務所を除く。）、一志庁舎（一志事務所を除く。）、白山庁舎（一志水道事業所及び白山事務所を除く。）、美杉庁舎（一志水道事業所美杉分室及び美杉事務所を除く。）及び三重短期大学に設置される課等を一体としたもの	本庁等安全衛生委員会	市長公室人事課
環境部（環境事業課に限る。）	環境事業課安全衛生委員会	環境部環境事業課
競艇事業部	競艇事業部安全衛生委員会	競艇事業部競艇管理課
水道局庁舎（下水道部に限る。）に設置される課等を一体としたもの	下水道部安全衛生委員会	下水道部下水道管理課
久居庁舎（久居水道事業所及び久居事務所を除く。）に設置される課等を一体としたもの	久居総合支所安全衛生委員会	久居総合支所総務課
本庁舎（教育委員会事務局に限り、各小学校、各中学校及び各幼稚園を除く。）に設置される課等を一体としたもの	教育委員会安全衛生委員会	教育委員会事務局教育総務課
各小学校、各中学校及び各幼稚園	小・中学校、幼稚	教育委員会事務

	園安全衛生委員会	局学校教育課
水道局庁舎（下水道部を除く。）に設置される課等を一体としたもの	水道局安全衛生委員会	水道局水道総務課

別表第2（第11条関係）

箇所
環境部（環境事業課に限る。）
水道局庁舎（下水道部に限る。）に設置される課等
教育委員会事務局学校教育課（各小学校、各中学校及び各幼稚園に係る給食場に限る。）
水道局庁舎（下水道部を除く。）に設置される課等

別表第3（第13条関係）

箇所	所
本庁舎に設置される部等（選挙管理委員会、農業委員会事務局、監査事務局及び議会事務局を含み、環境事業課、下水道管理課、下水道建設課、下水道施設課及び教育委員会事務局を除く。）	久居庁舎（久居水道事業所及び久居事務所を除く。）に設置される課等
環境部（環境事業課に限る。）	本庁舎（教育委員会事務局に限り、各小学校、各中学校及び各幼稚園を除く。）に設置される課等
競艇事業部	教育委員会事務局学校教育課（各小学校、各中学校及び各幼稚園に係る給食場に限る。）
水道局庁舎（下水道部に限る。）設置される課等	水道局庁舎（下水道部を除く。）に設置される課等

別表第 4（第 15 条関係）

箇	所
津市西部クリーンセンター	道路維持課（津市相川建設作業事務所に限る。）
津市クリーンセンターおおたか	久居総合支所環境課（津市森清掃管理事業センターに限る。）
津市白銀環境清掃センター	片田浄水場
津市安芸・津衛生センター	津市一志学校給食センター
津市クリーンセンターくもず	

別表第 5（第 17 条関係）

箇	所
津市アストプラザ	津市とことめの里一志
津リージョンプラザ	白山総合支所
各保育所	美杉総合支所
東分庁舎に設置される部等	津市レークサイド君ヶ野
津駅前北部土地区画整理事務所	三重短期大学
久居工事事務所	議会事務局
津市榊原温泉保養館	各小学校
芸濃総合支所	各中学校
津市錫杖湖水荘	各幼稚園
美里総合支所	津市津中央公民館
安濃総合支所	津市津図書館
香良洲総合支所	農業委員会事務局
一志総合支所	

別表第 6（第 21 条関係）

作 業 の 名 称
ボイラー取扱作業
特定化学物質等取扱作業
酸素欠乏危険作業

別表第 7（第 40 条関係）

区分	検 査 項 目	備 考
採用時 健康診 断	1 既往歴及び業務歴の調査 2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査 3 身長、体重、視力及び聴力（1, 0 0 0 ヘルツ及び 4, 0 0 0 ヘルツの音 に係る聴力をいう。以下同じ。）の検 査 4 胸部エックス線検査 5 血圧の測定 6 貧血検査 7 肝機能検査 8 血中脂質検査 9 血糖検査 10 尿検査 11 心電図検査 12 医師の診察	津市職員の任免に関 する規則（平成 1 8 年 津市規則第 1 7 号）第 7 条第 4 号の身体検査 を受けてから 3 箇月を 経過しない者について は、当該身体検査にお いて受けた検査項目と 同一検査項目は、行わ ないことができる。
定期健 康診断	1 既往歴及び業務歴の調査 2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査 3 身長、体重、視力及び聴力の検査 4 胸部エックス線検査及び喀痰 ^{かくたん} 検査 5 血圧の測定 6 貧血検査 7 肝機能検査 8 血中脂質検査 9 血糖検査 10 尿検査 11 心電図検査 12 医師の診察	検査項目のうち、産 業医が必要がないと認 めるときは、これを行 わないことができる。

別表第 8（第 4 0 条関係）

業 務 名	検 査 項 目	回 数
機械的手指業務	1 医師の診察 2 血圧の測定 3 視力の検査 4 握力の測定 5 タッピング 6 ピンチテスト 7 背筋力、体前屈及び上体そらし	毎年 1 回
その他任命権者が必要と認める業務	任命権者が必要と認める検査項目	随時

別表第 9（第 4 0 条関係）

種 類	対 象 職 員	回 数
胃部のレントゲン検診	希望する職員	毎年 1 回
乳がん検診	希望する女子職員	毎年 1 回
子宮がん検診	希望する女子職員	毎年 1 回
前立腺がん検診	希望する男子職員	毎年 1 回
B 型肝炎の予防接種	B 型肝炎に感染するおそれのある業務に従事する職員のうち希望する職員	毎年 1 回
その他任命権者が必要と認めるもの	任命権者が必要と認める職員	随時

別表第 1 0（第 4 3 条関係）

分類	健 康 区 分	
勤務	A	療養のための休暇を与える必要がある。
	B	療養のための休暇を与える必要はないが、軽易な業務を行わせる必要がある。
	C	勤務をほぼ平常に行ってよいが、注意する必要がある。
医療等	A	医師による医療行為及び保健指導を必要とする。
	B	医師による医療行為を必要としないが、定期的に医師による保健指導を必要とする。
	C	医師による医療行為及び保健指導を必要としない。

第 1 号様式（第 4 2 条関係）

所属長		（氏 名） ㊟	
健 康 診 断 受 診 免 除 願			
		年	月 日
（あて先）総括安全衛生管理者			
		所 属 職 名 氏 名	㊟
1 健康診断の種類			
2 健康診断の実施予定年月日		年	月 日
3 受診できない理由（詳しく記入すること。）			

第 2 号様式（第 4 5 条関係）

要 休 養 者 管 理 報 告 書

年 月 日

（あて先）任命権者

医療機関名

産業医

医 師 （氏 名）㊞

休 職 し て い る

療 養 休 暇 を 受 け て い る 職 員 に つ い て 、 次 の と お り 報 告 し ま す 。

就 業 禁 止 を 命 じ ら れ て い る

		所属長	(氏 名) ㊞	
※氏 名		※所 属		
※生年月日	年 月 日	※療養開始年月日	年 月 日	
病 名		復職可能年月日	年 月 日	
診 断 区 分				
治 療 経 過 及 所 見				
備 考				

（注） 1 ※印は、職員が記入すること。

2 所属長が確認し、押印した後、（名称）部（名称）課へ提出すること。

津 市 告 示 第 285 号

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 40 条の 2 第 1 項及び津市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例（平成 18 年津市条例第 219 号）第 6 条の規定に基づき、平成 19 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの津市水道事業の業務及び津市工業用水道事業の業務の状況を次のとおり公表する。

平成 19 年 11 月 20 日

津市長 松 田 直 久

1 津市水道事業の概要

本年度の上半期の業務量は、9月末現在で、給水戸数は122,110戸で配水量は22,553,252 m^3 、有収水量は、19,201,059 m^3 となりました。

2 経理の状況

平成19年4月1日から同年9月30日までの経理の状況は、損益計算書（別表1）及び貸借対照表（別表2）のとおりであります。

別表1

平成19年度津市水道事業損益計算書

(平成19年4月1日から同年9月30日まで)

単位 円

1	営業収益			
(1)	給水収益	2,732,394,578		
(2)	受託工事収益	30,753,989		
(3)	その他営業収益	<u>16,919,290</u>	2,780,067,857	
2	営業費用			
(1)	原水及び浄水費	1,524,522,685		
(2)	配水及び給水費	258,395,707		
(3)	受託工事費	100,280,358		
(4)	業務費	138,924,359		
(5)	総係費	162,153,592		
(6)	減価償却費	736,473,000		
(7)	その他営業費用	<u>60,596</u>	<u>2,920,810,297</u>	
	営業損失			140,742,440
3	営業外収益			
(1)	雑収益	46,193,207		
(2)	新規給水加入金	<u>89,235,000</u>	135,428,207	
4	営業外費用			
(1)	支払利息及び企業債取扱諸費	<u>271,720,742</u>	<u>271,720,742</u>	<u>△136,292,535</u>
	経常損失			277,034,975
5	特別利益			
(1)	過年度損益修正益	<u>2,840,199</u>	2,840,199	
6	特別損失			
(1)	過年度損益修正損	<u>2,206,739</u>	<u>2,206,739</u>	<u>633,460</u>
	当期純損失			276,401,515
	前年度繰越欠損金			<u>1,171,318,591</u>
	当期末処理欠損金			<u><u>1,447,720,106</u></u>

※ 本表は、上半期分の執行状況のため、減価償却費の執行は、当初予算額1,472,946,000円の1/2で作成しています。

別表2

平成19年度津市水道事業貸借対照表

(平成19年9月30日)

単位 円

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地	1,712,707,857	
ロ 立 木	4,386,284	
ハ 建 物	2,287,682,538	
減価償却累計額	<u>711,570,364</u>	1,576,112,174
ニ 構 築 物	50,373,204,903	
減価償却累計額	<u>18,506,355,517</u>	31,866,849,386
ホ 機 械 及 び 装 置	8,718,167,302	
減価償却累計額	<u>5,475,947,638</u>	3,242,219,664
ヘ 車 両 運 搬 具	60,959,260	
減価償却累計額	<u>44,806,976</u>	16,152,284
ト 工具、器具及び備品	374,393,932	
減価償却累計額	<u>289,257,759</u>	85,136,173
チ 建 設 仮 勘 定	<u>1,379,241,470</u>	
有形固定資産合計		39,882,805,292

(2) 無 形 固 定 資 産

イ 中 勢 水 道 利 用 権	253,145,560	
ロ 庁 舎 利 用 権	105,194,717	
ハ 電 話 加 入 権	<u>2,251,682</u>	
無形固定資産合計		360,591,959

(3) 投 資

イ 基 金	<u>201,129,802</u>	
投資合計		<u>201,129,802</u>
固定資産合計		40,444,527,053

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金	4,513,176,891	
(2) 未 収 金	737,343,122	
(3) 貯 蔵 品	102,540,796	
(4) 前 払 費 用	6,808,871	
(5) 前 払 金	103,549,400	
(6) その他流動資産	<u>90,806,840</u>	

流動資産合計		<u>5,554,225,920</u>
資産合計		<u><u>45,998,752,973</u></u>

負 債 の 部

3 固 定 負 債		
(1) 引 当 金		
イ 退職給与引当金	19,628,819	
固 定 負 債 合 計		19,628,819
4 流 動 負 債		
(1) 未 払 金	269,069,320	
(2) 前 受 金	270,575,518	
(3) その他流動負債	390,545,412	
流 動 負 債 合 計		930,190,250
負 債 合 計		949,819,069

資 本 の 部

5 資 本 金		
(1) 自 己 資 本 金	6,518,179,392	
(2) 借 入 資 本 金		
イ 企 業 債	16,231,751,387	
借 入 資 本 金 合 計		16,231,751,387
資 本 金 合 計		22,749,930,779
6 剰 余 金		
(1) 資 本 剰 余 金		
イ 工 事 負 担 金	12,330,574,679	
ロ 受 贈 財 産 評 価 額	3,406,265,256	
ハ 国 県 補 助 金	3,768,556,536	
ニ 寄 付 金	240,152,160	
ホ 新 規 給 水 加 入 金	2,018,237,549	
ヘ 他 会 計 補 助 金	1,501,114,466	
ト 基 金 利 息	22,414,793	
チ 基 金 繰 入 金	459,407,792	
資 本 剰 余 金 合 計		23,746,723,231
(2) 利 益 剰 余 金		
イ 当 期 未 処 理 欠 損 金	1,447,720,106	
欠 損 金 合 計		1,447,720,106
剰 余 金 合 計		22,299,003,125
資 本 合 計		45,048,933,904
負 債 資 本 合 計		45,998,752,973

1 津市工業用水道事業の概要

本年度の上半期の業務量は、9月末現在で、配水量は164,047 m^3 、有収水量は、163,464 m^3 となりました。

2 経理の状況

平成19年4月1日から同年9月30日までの経理の状況は、損益計算書（別表1）及び貸借対照表（別表2）のとおりであります。

別表1

平成19年度津市工業用水道事業損益計算書

(平成19年4月1日から同年9月30日まで)

単位 円

1	営	業	収	益		
	(1)	給	水	収	益	
				<u>10,800,000</u>	10,800,000	
2	営	業	費	用		
	(1)	原	水	及	び	浄
						水
				1,065,139		費
	(2)	総		係		費
				5,399,857		
	(3)	減	価	償	却	費
				<u>2,917,000</u>	<u>9,381,996</u>	
		営	業	利	益	
						<u>1,418,004</u>
		経	常	利	益	
						<u>1,418,004</u>
		当	期	純	利	益
						1,418,004
		前	年	度	繰	越
						利
						益
						剰
						余
						金
						<u>0</u>
		当	期	未	処	分
						利
						益
						剰
						余
						金
						<u><u>1,418,004</u></u>

※ 本表は、上半期分の執行状況のため、減価償却費の執行は、当初予算額5,835,000円の約1/2で作成しています。

別表2

平成19年度津市工業用水道事業貸借対照表

(平成19年9月30日)

単位 円

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地 1,650,000

ロ 建 物 7,999,210

減価償却累計額 4,806,304 3,192,906

ハ 構 築 物 85,309,046

減価償却累計額 50,749,599 34,559,447

ニ 機 械 及 び 装 置 78,096,020

減価償却累計額 26,236,339 51,859,681

ホ 車 両 運 搬 具 1,732,785

減価償却累計額 807,614 925,171

ヘ 工 具、器 具 及 び 備 品 360,000 360,000

有形固定資産合計 92,547,205

固 定 資 産 合 計 92,547,205

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金 92,232,721

(2) 未 収 金 1,890,000

(3) その他流動資産 122,189

流 動 資 産 合 計 94,244,910

資 産 合 計 186,792,115

負債の部

3 流動負債

(1) 未払金

72,408

(2) その他流動負債

540,000

流動負債合計

612,408

負債合計

612,408

資本の部

4 資本金

(1) 自己資本金

131,979,612

資本金合計

131,979,612

5 剰余金

(1) 資本剰余金

イ 工事負担金

1,657,500

資本剰余金合計

1,657,500

(2) 利益剰余金

イ 利益積立金

11,116,345

ロ 建設改良積立金

40,008,246

ハ 当期末処分利益剰余金

1,418,004

利益剰余金合計

52,542,595

剰余金合計

54,200,095

資本合計

186,179,707

負債資本合計

186,792,115

津市告示第 2 8 6 号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

平成 1 9 年 1 1 月 2 0 日

津市長 松 田 直 久

記

国民健康保険被保険者証

記 号 番 号	交 付 年 月 日	無 効 と な っ た 日
9203479	平成 19 年 10 月 1 日	平成 19 年 10 月 24 日
0415868	平成 19 年 10 月 1 日	平成 19 年 10 月 25 日
2176308	平成 19 年 10 月 1 日	平成 19 年 10 月 29 日
9156169	平成 19 年 10 月 1 日	平成 19 年 10 月 31 日
0197194	平成 19 年 10 月 1 日	平成 19 年 11 月 5 日
0610725	平成 19 年 10 月 1 日	平成 19 年 11 月 5 日
0683136	平成 19 年 10 月 1 日	平成 19 年 11 月 5 日
0319517	平成 19 年 10 月 1 日	平成 19 年 11 月 6 日
0439406	平成 19 年 10 月 1 日	平成 19 年 11 月 7 日
2100472	平成 19 年 10 月 1 日	平成 19 年 11 月 7 日
2101108	平成 19 年 10 月 1 日	平成 19 年 11 月 7 日
0105864	平成 19 年 10 月 1 日	平成 19 年 11 月 8 日
0020156	平成 19 年 10 月 1 日	平成 19 年 11 月 12 日
1302385	平成 19 年 10 月 1 日	平成 19 年 11 月 12 日
2117062	平成 19 年 10 月 1 日	平成 19 年 11 月 12 日
1139332	平成 19 年 10 月 1 日	平成 19 年 11 月 13 日
9202491	平成 19 年 10 月 1 日	平成 19 年 11 月 14 日

津市告示第 2 8 7 号

下記に係る国民健康保険被保険者証及び国民健康保険高齢受給者証は無効であることを告示する。

平成 1 9 年 1 1 月 2 0 日

津市長 松 田 直 久

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
2106404	平成 19 年 10 月 1 日	平成 19 年 10 月 26 日
0348425	平成 19 年 10 月 1 日	平成 19 年 11 月 1 日
0901116	平成 19 年 10 月 1 日	平成 19 年 11 月 8 日

国民健康保険高齢受給者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
2106404	平成 19 年 8 月 1 日	平成 19 年 10 月 26 日
0348425	平成 19 年 8 月 1 日	平成 19 年 11 月 1 日
0901116	平成 19 年 8 月 1 日	平成 19 年 11 月 8 日

津市告示第 2 8 8 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始した。

その関係図面は、津市建設部建設管理課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 1 9 年 1 1 月 2 0 日

津市長 松 田 直 久

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 年月日
4256	神戸野田線	津市野田字東浦 3182 番地 から	平成 19 年 11 月 20 日
		津市野田字東浦 516 番地 まで	

津市告示第 2 8 9 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更した。

その関係図面は、津市建設部建設管理課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 1 9 年 1 1 月 2 0 日

津市長 松 田 直 久

- 1 路線名 4256 神戸野田線
道路の区域

区域	新旧の別	幅員（m）	延長（m）
津市野田字東浦 3182 番地から 津市野田字東浦 516 番地まで	旧	4.0～12.2	137.5
津市野田字東浦 3182 番地から 津市野田字東浦 516 番地まで	新	5.0～11.8	137.5

津市告示第 2 9 0 号

平成 1 9 年第 4 回津市議会定例会を次のとおり招集する。

平成 1 9 年 1 1 月 2 7 日

津市長 松 田 直 久

1 招集の日

平成 1 9 年 1 2 月 4 日

2 招集の場所

津市議会議事堂

津市告示第 2 9 1 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始した。

その関係図面は、津市建設部建設管理課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 1 9 年 1 1 月 2 7 日

津市長 松 田 直 久

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 年月日
3651	上浜町第50号線	津市上浜町一丁目 61 番地 先から	平成 19 年 11 月 27 日
		津市上浜町一丁目 81 番地 先まで	
3652	上浜町第51号線	津市上浜町一丁目 31 番地 先から	平成 19 年 11 月 27 日
		津市上浜町一丁目 34 番地 先まで	
3653	上浜町第52号線	津市上浜町一丁目 19 番地 先から	平成 19 年 11 月 27 日
		津市上浜町一丁目 29 番地 先まで	
3654	上浜町第53号線	津市上浜町一丁目 29 番 5 地先から	平成 19 年 11 月 27 日
		津市上浜町一丁目 48 番地 先まで	
3659	栄町第35号線	津市栄町四丁目 24 番 1 地 先から	平成 19 年 11 月 27 日
		津市栄町四丁目 19 番地先 まで	
1040	内多清水ヶ丘線	津市安濃町清水字北浦 1351 番 1 地先から	平成 19 年 11 月 27 日
		津市安濃町清水字式部 1247 番 1 地先まで	

津市告示第 2 9 2 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更した。

その関係図面は、津市建設部建設管理課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 1 9 年 1 1 月 2 7 日

津市長 松 田 直 久

- 1 路線名 1040 内多清水ヶ丘線
道路の区域

区域	新旧の別	幅員（m）	延長（m）
津市安濃町清水字北浦 1351 番 1 地 先から 津市安濃町清水字式部 1247 番 1 地 先まで	旧	11.0～11.0	450.0
津市安濃町清水字北浦 1351 番 1 地 先から 津市安濃町清水字式部 1247 番 1 地 先まで	新	11.0～34.0	450.0

津市告示第 2 9 3 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 6 年河芸町告示第 1 3 9 1 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 1 9 年 1 1 月 2 7 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

杜の街かえでの丘自治会

三重県津市河芸町杜の街 1 丁目 2 1 番地 6

代表者 大河内 聰

2 変更に係る事項

代表者の住所氏名

変更前	三重県津市河芸町杜の街 1 丁目 1 1 番地 3 新山 真一
変更後	三重県津市河芸町杜の街 1 丁目 2 1 番地 6 大河内 聰

3 変更の理由

総会により、代表者が変更になったため

4 変更年月日

平成 1 9 年 4 月 1 日

津市告示第 2 9 4 号

津市公共下水道条例（平成 1 8 年条例第 2 0 1 号）第 6 条第 1 項の規定により、指定工事店を次のとおり指定したので、同条例第 1 7 条第 1 項の規定により告示する。

平成 1 9 年 1 1 月 3 0 日

津市長 松 田 直 久

指定した工事店

工 事 店	所 在 地	指 定 期 間
日々野設備	津市高茶屋小森町 1 7 1 0 番地 1 6	平成 1 9 年 1 1 月 1 日から 平成 2 3 年 3 月 3 1 日まで

津市告示第 295 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供する。

平成 19 年 11 月 30 日

津市長 松 田 直 久

- 1 都市計画の種類及び名称
津都市計画地区計画
桜橋 3 丁目地区地区計画
上野地区地区計画
- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画図書において表示する
- 3 都市計画の案の縦覧場所
津市都市計画部都市計画課

津市公告第 1 6 5 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 2 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 1 9 年 1 1 月 1 9 日

津市長 松 田 直 久

1 工事完了年月日

平成 1 9 年 1 1 月 1 4 日

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津市一志町小山字シャレ子 8 3 7 - 1 8 ほか 1 筆

3 許可を受けた者の住所及び氏名

松阪市嬉野井之上町 4 1 3 - 2

株式会社三重中間処理センター

代表取締役 高野 泰宏

津市公告第 1 6 6 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 1 9 年 1 1 月 2 8 日

津市長 松 田 直 久

- 1 工事完了年月日
平成 1 9 年 1 1 月 2 2 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市白塚町字北永定 2 2 5 0 - 2
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
鈴鹿市岡田一丁目 2 4 - 1 5
大山 博基、大山 由香里

津市公告第 1 6 7 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公示します。

平成 1 9 年 1 1 月 2 9 日

津市長 松 田 直 久

1 抑留日 平成 1 9 年 1 1 月 2 8 日

2 抑留期間 平成 1 9 年 1 2 月 4 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 河芸町 一色	雑種	茶白	不明	中	9 1 日 以上	負傷犬 赤い首輪

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市公告第 168 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置について指定したので、津市建築基準法施行取扱規則（平成 18 年津市規則第 199 号）第 13 条第 2 項の規定により次のとおり公告します。

平成 19 年 11 月 30 日

津市長 松 田 直 久

指定道路

- 1 幅員 5.0 メートル
- 2 延長 31.9 メートル
- 3 地名地番 津市久居東鷹跡町 129-14

津市公告第169号

津市では、公の施設である「津なぎさまち内旅客船ターミナル」の管理を行う指定管理者を募集します。

平成19年11月30日

津市長 松田直久

1 施設の概要

(1) 名称 津なぎさまち内旅客船ターミナル

(2) 場所 津市なぎさまち1-1

(3) 施設概要

ア ターミナル

構造 木造平屋建

敷地面積 1,693 m²

延床面積 428 m²

施設内容 運航事業施設、交流広場、待合ロビー、観光コーナー、
トイレ等

イ 駐車場

(1) 第1駐車場

駐車台数 約370台

駐車料金 無料

敷地面積 10,400 m²

(2) 第2、第3、第4、第5駐車場

駐車台数 約320台

駐車料金 無料

敷地面積 8,371 m²

ウ 緑地等

緑地 868 m²

護岸敷地 243 m²

その他 978 m²

(4) 開場時間及び休館日

ア 開場時間 ターミナル 午前5時30分から午後11時まで

駐車場 午前5時30分から翌日午前零時まで

イ 休館日 年中無休

2 指定期間

平成20年4月1日から平成23年3月31日まで（3年間）

3 業務内容

- (1) 運航事業施設及び交流広場の使用の許可に関する業務
- (2) ターミナルの施設、設備器具等の維持管理に関する業務
- (3) その他市長が必要と認める事業

4 応募資格

- (1) 指定期間中、安全円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体
- (2) 津市内に活動の本拠となる事務所を有する法人その他の団体
- (3) 法人その他の団体又はその代表者が次の事項に該当しないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
 - エ 会社更正法（昭和27年法律第172号）に基づく更正手続開始の申立て、又は、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者

5 募集要項等の配布

- (1) 配布場所 津市都市計画部都市管理課（津市役所5階）
〒514-8611 津市西丸之内23-1
TEL 059-229-3180
FAX 059-229-3336
- (2) 配布期間 平成19年11月30日（金）～平成20年1月15日（火）
（土、日、祝日及び平成19年12月29日から平成20年1月3日は除く。）
- (3) 配布時間 午前8時30分～午後5時15分

6 応募に関する説明会

参加される法人その他の団体は事前に御連絡ください。

日程：平成19年12月18日（火）

7 質問書の受付及び回答

- (1) 受付期間 平成19年12月18日（火）～同年12月20日（木）
- (2) 受付時間 午前8時30分～午後5時15分
- (3) 受付場所 募集要項等配布場所と同じ
- (4) 質問書の回答は、平成19年12月26日（水）に行います。

8 申請書等応募書類の受付

- (1) 受付期間 平成20年1月7日（月）～同年1月15日（火）
（土、日、祝日は除く。）
- (2) 受付時間 午前8時30分～午後5時15分
- (3) 受付場所 募集要項等配布場所と同じ

9 指定候補者の選定方法

指定候補者は、書類審査及び選定委員会により選定します。
選定委員会は、1月下旬を予定しています。

津市教育委員会告示第10号

教育委員会を次のとおり招集する。

平成19年11月28日

津市教育委員会

委員長 中西 智子

- 1 招集の日時 平成19年11月29日（木）午後2時から
- 2 招集の場所 教育委員会室
- 3 会議の事件
 - (1) 津市市長及び教育委員会の職務権限の特例に関する条例の制定について
 - (2) 平成19年度津市一般会計補正予算（第3号）＜教委所管分＞について
 - (3) 平成20年度小中学校教職員人事異動方針について
 - (4) 津市子ども読書活動推進計画について
 - (5) 津市図書館協議会委員の一部委嘱替えについて

津市選挙管理委員会告示第124号

土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第6条第1項の規定により、雲出井土地改良区総代会総代補欠選挙（第5選挙区）を次のとおり定めたので、同条第3項及び第4項の規定により告示する。

平成19年11月29日

津市選挙管理委員会

委員長 大橋 達郎

- | | | |
|---|-----------|------------------|
| 1 | 選挙期日 | 平成19年12月6日 |
| 2 | 投票の時間 | 午前7時00分から午後8時00分 |
| 3 | 選挙すべき総代の数 | 2人 |

津市選挙管理委員会告示第125号

平成19年12月6日執行の雲出井土地改良区総代会総代補欠選挙（第5選挙区）における選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第8条第7項の規定により告示する。

平成19年11月29日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋達郎

1 選挙長

木下榮雄

2 選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合において、その職務を代理すべき者

畑 幸

津市選挙管理委員会告示第126号

平成19年12月6日執行の雲出井土地改良区総代会総代補欠選挙（第5選挙区）における選挙立会人を次のとおり選任したので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第8条第7項の規定により告示する。

平成19年11月29日

津市選挙管理委員会

委員長 大橋達郎

選挙立会人

小田孝義

佐藤研一

津市選挙管理委員会告示第 1 2 7 号

平成 1 9 年 1 2 月 6 日執行の雲出井土地改良区総代会総代補欠選挙（第 5 選挙区）における選挙長の行う告示は、雲出井土地改良区事務所の掲示場に掲示してこれを行う。

平成 1 9 年 1 1 月 2 9 日

津市選挙管理委員会

委員長 大 橋 達 郎

津市消防本部訓令第 1 号

消防本部

津市消防職員の勤務成績評定に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 1 9 年 1 1 月 3 0 日

津市消防長 野 田 重 門

津市消防職員の勤務成績評定に関する訓令の一部を改正する訓令

津市消防職員の勤務成績評定に関する訓令（平成 1 8 年津市消防本部訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表消防本部の項中「、室長」を削り、「課長又は担当副参事」を「担当参事、課長又は担当副参事」に改め、同表消防署の項中「担当主幹、分遣所長、担当副主幹、副主幹及び主査」を「分遣所長及び担当主幹」に、「分隊長」を「担当副主幹」に、「分署長又は」を「担当副参事、分署長、指揮司令又は」に改める。

第 2 号様式中「・室の別・（係）」を削り、「レンジャー、音楽隊、まとい隊等」を「救助隊、音楽隊等」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

津市水道局告示第 19 号

津市水道局指定給水装置工事事業者から次のとおり給水装置工事の事業の廃止の届出を受けたので、津市水道局指定給水装置事業者規程（平成 18 年津市水道事業管理規程第 14 号）第 10 条第 2 号の規定により告示する。

平成 19 年 11 月 27 日

津市水道事業管理者 平 井 秀 次

名 称	所 在 地	廃止年月日
春山建設株式会社	津市美杉町竹原 291 番地	平成 19 年 10 月 31 日